

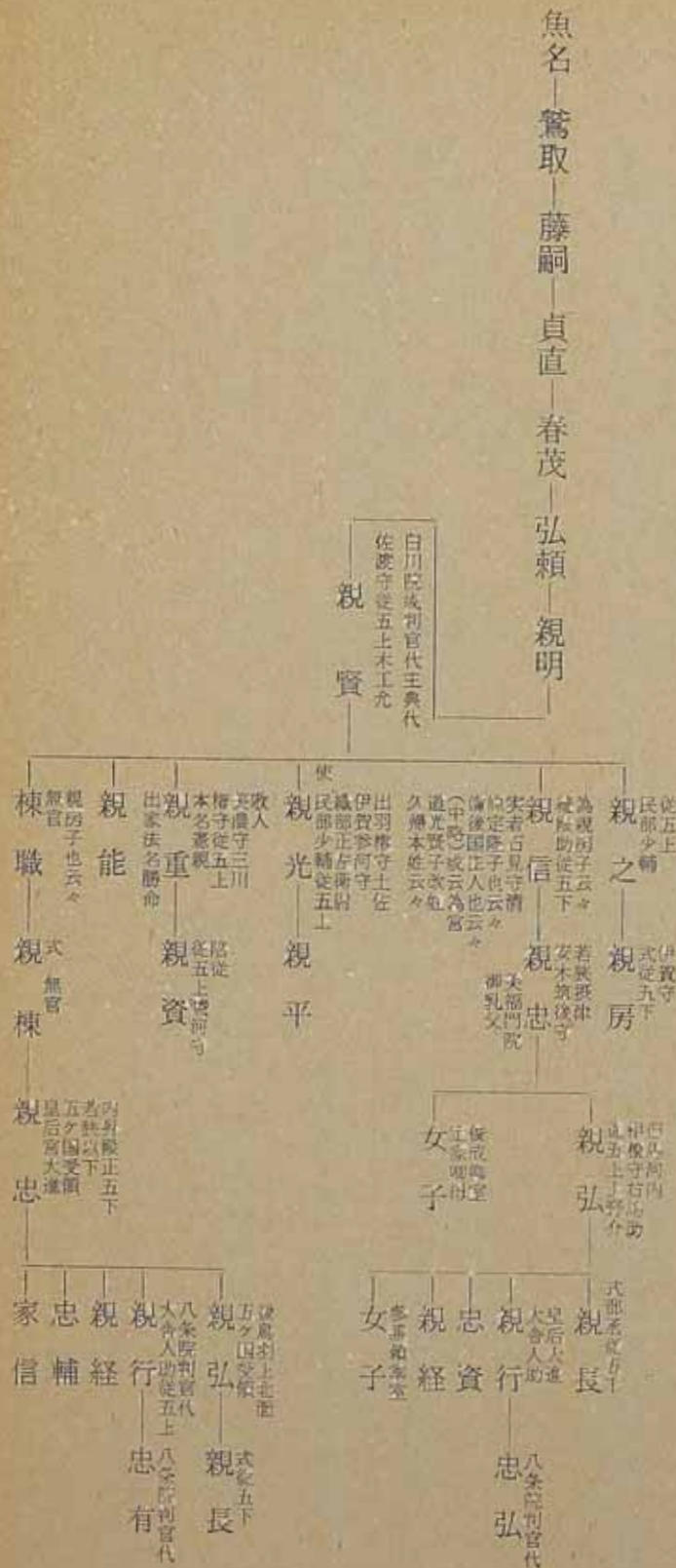
Title	親忠家と俊成
Author	谷山, 茂
Citation	人文研究. 12 卷 6 号, p.551-573.
Issue Date	1961
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

親忠家と俊成

谷山茂

俊成の岳父藤原親忠（定家の外祖父）については、宇槐記抄・仁平三年（一一五二）五月二十一日に「後聞、今日入道若狭守親忠卒^{九十五}美福門院乳母伯耆之夫也。天下無雙幸人也。」とあるので、そこから逆算すると、嘉保二年（一一〇五）に生まれたこととなる。このように、親忠の生歿年はひとまず明らかに知られるのだが、その系譜については諸説があって不審な点が多い。まず尊卑分脈によって、その系譜を略示すると、次のごとくである。



親忠家と俊成

右の魚名流の系譜中、若狭守親忠から、その孫親長につづく三代は、親信流と棟職流との二カ所に出てくるのであるが、これはおそらく同名別人の父子三代ではなくて、同一の父子三代についての両様の異伝をそのままかけたものでないかとおもわれる。尊卑分脈でも、この一流についての記載には自信がなかったらしく、貞直あたりのところに「当流系図、父子之次第分派之相承、説々皆不同、本々不一揆、仍其実難_レ糺_レ決_レ者也。或任_二旧本_一或以_二家説_一注_二載_レ之。但猶不_レ并_レ其可否、重博可_レ尋_二決是非_一矣」などとことわっている。同じく親賢流のうちで、親信流と棟職流とに親忠・親弘・親長と三代にもわたって同名別人かつつくといふことは尋常であるまい。

更に、尊卑分脈では、長良流にも、親忠・親弘・親長と続く三代の名が、下記の如くに見えている。



以上の諸説のいずれに従うとしても、親忠・親弘・親長と相承する三代の系譜は信用してよさそうだが、^{注②}親忠の父祖をいすれにすべきかは、他に徴すべき資料が乏しくて、俄かには一決しかたない。

まず、魚名流の親賢の子息中に見える親重(勝命)については、和歌色葉にも「美乃権守入道勝命、俗名親重。前佐渡守親賢息」(作者部類でもほぼ同様)と見えるので、確かに親賢の息としてよからう。ところが、この勝命は、古今著聞集によれば、養和二年の尚齒会当時に七十一歳であったというのだから、そこから逆算すれば天永三年^{注③}の誕生であり、親忠よりは十七歳も年少であったことになる。叔父の方が甥よりも年少である例は稀でないが、十七歳も年少といふところに、まず大きな不審がある。まして、叔父が甥の生んだ子よりも更に十七歳も年少といふことは、全くありえないだろう。従って、勝命が天永三年生まれ、親忠が嘉保二年生まれといふことか動かないかぎりには、親忠を勝命の兄弟の孫とする棟職流の一説は、最初に否定されねばなるまい。

しかし、親忠を勝命の甥自身とする親信流の一説は、叔父が甥より年少である例も稀でないので、いま直ちには否定し

切れない。ところが、またこの一説においても、親忠の父とされてゐる親信については、尊卑分脈でも若干の異説を付記してゐるように、果して親信が佐渡守親賢の子息であるかどうか疑わしいのである。もっとも、佐渡守親賢や縫殿助親信の生歿年は、今のところ未詳である。^{注④}けれども、親忠の生まれたときの親信の年齢、また親信が生まれたときの親賢の年齢を、かりにそれぞれ二十歳前後とするならば、親信は承保二年^五頃、親賢は天喜三年^五頃の誕生ということになる。

親賢という名の人物は諸記録に少からず見えるが、それらのうち、本朝世紀・康治二年^四十月十七日に「今日、前佐渡守藤親賢出家入道」と見えてゐるのは、おそらく勝命の父たる親賢のことであろう。康治二年当時の勝命（親重）は三十二歳であつたから、その勝命の年齢との関連のみから言えば、当時の親賢の推定年齢は六十歳前後かと考えられ、それは出家する年齢としても、ほぼ妥当におもわれる。ところが、この親賢がまた親信（康治二年当時生存しておれば七十歳前後か）の父でもあり、親忠（当時四十九歳）の祖父でもあるためには、出家当時の親賢はすでに九十歳前後の高齢でなければならぬことになる。九十歳前後になつて、はじめて出家するというのは、どうも遅すぎるようにおもわれる。このことを、前述の親忠が叔父勝命より年長、しかも十七歳も年長となる不自然さにあわせ考えると、親賢―親信―親忠とつづけてゐる親信流の系譜も、やはりまた多分に不審であるといわざるをえない。

また、尊卑分脈における傍注では、親信を実は石見守清原定隆の子とする一説をかかへてゐるが、群書類従本清原系図によれば、石見守定隆は延久四年^七七月十一日に五十六歳で卒去してゐる。とすれば、その定隆の四十歳頃に親信が生まれ、その親信の四十歳頃にまた親忠が生まれたと考えることもできるので、定隆―親信―親忠とつづける一説は、年齢的には不都合を生じない。しかし、清原系図の方に、親信の名が見えないので、やはり不審が残る。

さらに、尊卑分脈では、親信について「或云、為宮道光賢子、改姓、久婦本姓云々」という一説をかかへてゐるが、これは尊卑分脈一本では、あきらかに「親光事」とことわつて注記してゐるところである。宮道光賢の伝も明らかではないが、中右記・長承二年^三二月九日に「右衛門尉宮道光賢」、長秋記・保延元年^三四月十五日に「宮道光賢蒙使宣旨、

右衛門尉」などに見えるのは、おそらくこの人のことであろう。とすれば、この光賢は親忠とはほぼ同年代か少し先輩かということになり、その光賢が親忠の父親信を養子にするということは尋常であるまい。したがって、光賢の子となったのは、おそらく親信ではなくて、親光の方であろう。^{注⑤}

また、尊卑分脈長良流には、前掲の如く親忠を藤大夫親保の子とする説も見える。もしそうだとすれば、俊成の実父俊忠も、俊成の二人の岳父為忠・親忠も、遠祖は長良流に属することになるか、^{注⑥}これも親保などの伝か未詳で、その当否を見極めることができない。

要するに、若狭守親忠の系譜については、種々の異伝があり、それらのうち親忠を親賢の曾孫とする神職流の説は明らかに誤っており、親忠を親賢の孫とする一説も多分に疑わしい。ただし、親賢の孫とする一説をも含めて、それらのいずれに従うとしても、親忠の父祖は地下的な存在であって、貴顕の出とはいえない。そして、かりに親忠を親賢の孫とすれば、一門からわずかに勝命という歌人を出しており、また清原家の出であるとすれば、儒者外記の流れを汲んでいることになり、さらに長良流の末係とすれば、俊忠・為忠らと遠祖を同じうすることになる。

(注)

① 親忠卒去の日については、本朝世紀では、仁平三年五月二十日としているが、明月記・建久七年五月二十一日の条にも「今日外祖忌日也」としているので、二十一日の方が正しいであろう。

② 本朝世紀・仁平三年七月二十一日に「相模守親弘復任也」とあるのは、親弘が同年五月二十一日父親忠の卒去のため服解して、それから二ヶ月後に復任したことを意味するであろう。また、明月記・治承四年十月八日には「前但馬守親弘日来重病、今日他界云々、外舅也」、同記・嘉禄元年五月五日には「予外家親忠・親弘」など見える。定家の母は親忠女であるから、定家の外舅(母の兄弟)といえは、親忠息ということになる。また、本朝世紀・久安二年十二月二十一日には「修理亮藤親長、皇子宫御給、親弘男」とあつて、親長が親弘息であることも明らかである。したがって、親忠・親弘・親長とつづけている三代の系譜は信用しうる。

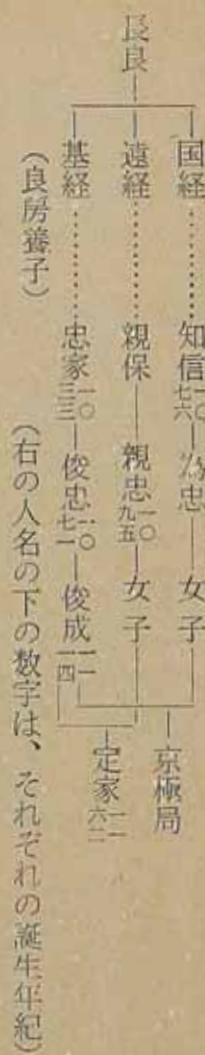
③ 勝命(親重)の歿年は未詳だが、八雲御抄等によれば、彼は「蟹千載」の著者でもあるので、千載集の成つた文治三年(七十六歳)頃までは生存していたであろう。なお、彼が出家したのは、石田吉貞氏著「藤原定家の研究」や久曾神昇・山本寿恵子氏編著「勝命木大和

物語と研究」等にいわれているように、承安二年（六十一歳）から治承二年（六十八歳）までの間であるが、さらに細野哲雄氏は承安二年以後、同三年四月以前であろうと推定されている。（「鴨長明伝記考」国語と国文学、昭和三十四年二月号）

④ 中右記・康和四年八月二十五日に「皇太后宮進親信」、本朝世紀・康和五年二月三十日に「駿河守従五位上藤親信」などに見える人は、親賢息の縫殿助親信とは別人であって、武智麻呂流に越前守懷尹の息として掲げられている駿河守親信（康和五年九月卒）であろう。また、山槐記・長寛二年六月二十七日に「左兵衛権佐藤原朝臣親信」などと見える人も、親賢息の親信ではなくて、これは水無瀬流の祖たる親信（信輔息）で、後に権中納言にまで昇った人である。

⑤ 中右記・保延四年正月二十二日に「彈正小志宮道親光」と見えるが、この親光が藤原親賢の息で、宮道光賢の養子となった人であるかもしれない。

⑥ そのことを略示すれば次のこととくである。



二

以上のごとく親忠はその父祖さえが明らかでなく、いずれの説に従うとしても貴顕の出ではなさそうだが、宇槐記抄に「天下無雙幸人也」と言われているように、鳥羽上皇の寵妃美福門院得子の乳父という背景をもって、かなり幸運な一生を送ったようである。いま簡単に親忠およびその一族の略年譜を作成してみると、次のこととくである。

西紀	年号	親忠 年齢	太字の○印は親忠事項、その他は参考事項
七二〇	延久四		○七・一一、清原定隆卒、五十九歳（清原系図）。
七三〇	嘉保二	1	○親忠生（宇槐記抄）。
西紀	年号	親忠 年齢	太字の○印は親忠事項、その他は参考事項
九六〇	永長元	2	○八・八、知信（為忠父）出家、二十一歳（中右記）。
一〇三	康年五	7	○正・一六、宗仁親王（鳥羽帝）生（中右記）。

三七一	三六一	三五一	三三一	三三一	二七一	二三一	二七一	二四一	二二一	〇七一
保延三	保延二	保延元	長承二	長承元	大治二	保安四	永久五	永久二	天永三	嘉承二
43	42	41	39	38	33	29	23	20	18	11
<p>○七・一九、鳥羽帝踐祚。 ○親重(法名勝命)生(古今著聞集)。 ○親忠の女孀俊成生。 ○得子(美福門院)生(女院小伝)○このころ、親忠の息親弘らも生まれるか。 ○正・二八、鳥羽帝讓位。○七・九、俊忠歿、五十三歳(公卿補任)。 ○正・一九、俊成叙從五位下、同日任美作守。○親弘の女孀頼定生。<small>註</small> ○開四・四、俊成任加賀守。○俊成の息見弁(母は從三位忠子家女房)生(興福寺別當次第・砂嶺所引文書)。 ○二・九、右衛門尉宮道光賢と見える(中右記)。 ○八・一九、得子の父長実歿、五十九歳(公卿補任)。 ○四・一五、宮道光賢、蒙使宣旨(長秋記)。 ○一二・二六、除目下名に民部少丞藤親弘<small>又本</small>と見える(中右記)。親忠の親弘の<small>生</small>とか。○得子、叡子内親王を生む(久安四年の条参照)。 ○四・一九、得子叙從三位(女院小伝)。 ○一一・四、親忠任安房守(中右記)<small>註</small>○為忠卒(尊卑分脈)。 ○一二・一六、俊成任遠江守。○得子、暲子</p>										
四一六	四一五	四一三	四一三	四一三	四一三	四一三	四一三	四一三	四一三	四一三
久安二	久安元	康治二	康治元	永治元	保延五	保延四	保延三	保延二	保延一	保延〇
52	51	49	48	47	45	44	43	42	41	40
<p>内親王(八条院)を生む(女院小伝)。 ○正・二二、為経任長門守(中右記)。 ○五・一八、得子、體仁親王(近衛帝)を生む(百鍊抄)。 ○八・二七、得子、女御となる(女院小伝)。 ○正・二二、俊成重任遠江守。○一二・七、近衛帝踐祚。○一二・二七、女御得子、皇后となる(女院小伝)。 ○二・二六、待賢門院出家(台記・本朝世紀)。 ○為経の息隆信(母は親忠女)生(久安五年の条参照)。 ○四・三、皇后得子、安房守親忠造宮の白河押小路御所に移る(本朝世紀)。 ○四・七、親弘任左馬助(本朝世紀)<small>註</small>○五・一〇、皇后宮少進為経(為忠息、親忠女孀)出家(台記・本朝世紀)。 ○一〇・一七、前佐渡守藤原親賢出家(本朝世紀)。 ○八・二二、待賢門院歿、四十五歳(台記・本朝世紀)。 ○一一・二三、俊成叙從五位上。皇后宮御給。 ○一二・三〇、俊成任参河守。○このころ、親忠、摂津守に任せられるか。 ○三・一八、摂津守親忠宅炎上(本朝世紀)。 ○四・一六、暲子内親王准三后(女院小伝)。 ○一二・二二、親弘の息親長任修理亮。皇后宮御給(本朝世紀)。</p>										

四七	久安三	53
四一	久安四	54
四九	久安五	55
五一	久安六	56
五一	仁平元	57
五一	仁平二	58

○八・一六、左馬助親弘と見える（本朝世紀）。○八・一七、兼綱（為忠息か）、摂津守親忠の家臣と見える（台記）。

○一一・五、重家任摂津守（公卿補任）。○

これ以前に、親忠、摂津守をやめるか。○一二・八、叡子内親王歿、十四歳（台記）。

○俊成の女八条院三条（母は親忠女）生（明月記）。

○三・一八、親忠任太宰小貳兼筑前守（本朝世紀）。○四・九、俊成任丹後守。○八・

三、皇后得子院号、美福門院（本朝世紀）。○一〇・一〇、親忠の外孫隆信、女院藏人に補せられる。八歳（台記別記・兵範記）。

○正・六、俊成叙正五位下、美福門院御給。

○一二・二二、藤原清成任太宰小貳兼筑前守（本朝世紀）。○これ以前に、親忠、小貳兼筑前守を辞して若狭守に任せられるか。

○一二・三〇、隆信叙従五位下（本朝世紀）。○俊成の女高松院新大納言（母は親忠女）生（明月記）。○俊成等、久安百首を詠進。

○正・六、俊成叙従四位下、美福門院当年御給。○九・二八、親長任兵部丞（山槐記）。

○俊成の女上西門院五条（母は親忠女）生（明月記）。

○正・二六、親忠任相模守（兵範記・山槐記）。但し、元上総守は元上総介の誤か。

五二	仁平三	59
五二	久寿元	
五四	久寿二	
五五	保元々	
五七	保元二	

○六・二七、美福門院八条東洞院泉亭木作の事、親忠奉行（兵範記）。○一二・三〇、隆信任越後守（兵範記）。○同日、俊成任左京権大夫。

○三・二八、親長任式部丞（兵範記）。○四・

六、親忠、病により若狭守を辞し、隆信がこれに替る（本朝世紀・兵範記）。○四・一六、前若狭守親忠出家（本朝世紀）。○五・

二一、入道若狭守親忠卒、五十九歳（宇槐記抄）。○七・一五、美福門院御逆修の間、尊願・禪智等、導師となって親忠入滅の事を講説する（台記）。○七・二一、相模守親弘復任（本朝世紀）。○暮秋、俊成、久安百首を部類す。

○俊成の女八条院按察（母は親忠女）生（明月記）。

○七・二三、近衛帝崩、十七歳。○一〇・二三、俊成叙従四位上、美福門院御給。○一二・二五、相模守親弘重任（兵範記）。○俊成の息成家（母は親忠女）生（公卿補任）。

○六・一二、美福門院出家。○七・二、鳥羽法皇崩。五十四歳。

○五・一九、暲子内親王出家（女院小伝）。

○一〇・二二、親弘叙正五位下（兵範記）。○一〇・二二、俊成叙正四位下。○俊成の女八条院中納言（母は親忠女）生（明月記）。

五八	保元三	○八・八、このころ故親忠の八条坊門宅、美福門院の御所となる(山槐記)。○俊成の女前斎院大納言(母は親忠女)生(明月記)。	七六	安元二	○九・二八、俊成出家。
六〇	永曆元	○一一・二三、美福門院逝去、四十四歳(山槐記、女院小伝)。	七九	治承三	○一一・二六、因白基通、伯耆尼の六条北堀川西亭に渡る(山槐記)。
六一	応保元	○九・一九、俊成任左京大夫。○一二・一六、暲子内親王院号、八条院(女院小伝)。	八〇	治承四	○二・一四、俊成の五条宅炎上(明月記・山槐記)。○五・二三、俊成ら、伯耆尼の法性寺亭に移る(明月記)。○一〇・八、前但馬守親弘卒(明月記・山槐記)。
六二	応保二	○定家(母は親忠女)生。	八二	養和元	○三・一八、親弘の女婿頼定歿、五十五歳(吉記・明月記)。
六四	長寛二	○俊成の女承明門院中納言(母は親忠女)生(明月記)。	八二	寿永元	○春、賀茂重保、和歌尚術会を催す。勝命、時に七十一歳(古今著聞集)。
六六	仁安元	○八・二七、俊成改從三位。○一〇・二七、但馬守況弘、遷任の功を募る(兵範記)。	八八	文治四	○俊成、千載集を撰進。○勝命、贊千載(八雲御抄)。
六七	仁安二	○正・二八、俊成叙正三位。○三・二四、故美福門院乳母伯耆尼の大炊御門朱雀宅炎上(山槐記)。○四・二、同じく伯耆尼の六条南小路東宅また焼亡(山槐記)。○一一・一三、親弘任河内守(兵範記)。○一二・三〇、親弘辞河内守(兵範記)。	九四	建久四	○二・一三、俊成妻美福門院加賀(親忠女)歿(異本長秋詠草)。

以上の略年譜によっても察知できるとともに、親忠の幸運は、養子得子の幸運に随伴して開かれているようである。すなわち、得子は鳥羽上皇の寵を得て、保延元年には叡子内親王を生み、翌二年四月には從三位に叙せられているが、親忠はその保延二年十一月に漸く安房の国司の地位を獲得し、爾後、摂津守・大宰小貳兼筑前守・若狭守等の大國の守を歴任しているのである。また、尊卑分脈の棟職流によれば、親忠は皇后宮大進にも任せられたことになっているが、その記載をも信用しうるとすれば、その皇后宮はおそらく得子であったろう。

一方、親忠も得子の皇后時代の白河押小路御所の造営に当たたり(本朝世紀・中)、女院時代の八条東洞院御所の泉亭の木作を奉行したり(天長中・二十七日)して、得子のために乳父としての忠実な奉仕を続けている。その八条東洞院御所の近くには、また親忠の八条坊門邸があったらしい。しかも、その親忠の八条坊門邸は、山槐記・保元三年八月八日に「美福門院御所八条坊門、世」とあるように、親忠の歿後は女院御所の一つに当てられているようである。親忠の邸宅は、この八条坊門邸の他にも、五条邸をはじめ数カ所にあったらしいが、少くともそのうちの一屋が美福門院の御所にあてられるほどの大邸宅であったという事実は、「無雙幸人也」といわれた彼の豊かな経済生活を如実にうかがわせるであろう。

なお、後年、三位時代の俊成宅は、長門本平家物語・山城名勝志・山州名跡志等によれば、五条京極にあったらしいが、注④その俊成の五条京極邸は、もし近親の旧邸を相続したものであるならば、岳父親忠の五条邸を伝領したのではないかとおもわれる。親忠の摂津守時代の五条宅は、本朝世紀・久安二年三月十八日に「今日未剋、大風。五条京極辺有_二失火_一。四条以南、五条以北、東洞院東、川原以西併焼失。民部卿頭頼卿家(中略)、摂津守親忠屋(中略)、皆在_二其中_一」とあるように、いちど罹災している。その時の罹災地域はかなり広範であるので、親忠宅かそのうちのどの地点にあったかは明らかにはしがたい。しかも、この罹災地域中には、俊成の養父頭頼の邸もあったというのだから、俊成の五条京極邸は、むしろその養父の五条邸を伝領したのではないかとも思われる。しかし、当時の頭頼の五条邸は、その父頭隆の五条北高倉西角注⑤の邸を相続していたのではないかと思われるので、それは五条京極からは少しはずれるようである。したがって、俊成の五条京極邸が、その近親の邸跡を伝領したものであるとすれば、やはり岳父親忠の五条邸の跡でなかったかと考えられるのである。親忠の妻伯耆は、後に述べるように、親忠の歿後、五条以外の地に住んでいたもので、往年の五条宅をその娘夫妻に譲ったとしても不都合ではない。しかし、俊成の五条京極邸はその近親から譲られたものでないとすれば、以上の臆説は全く成立しないが、そうであったとしても、後年の俊成は、その青年期にしばしば訪れたであろう岳父親忠の邸跡の近くに居を占めたということにはなるであろう。

(注)

① 尊卑分脈の親信流(前掲)では、親弘の子女の一人に「參議頼季室」なる女性をかかけているが、これはおそらく「參議頼定室」の誤記であろう。參議藤原頼定は、惟中納言経定の息で、伯父左大臣経宗の猶子となった人である。吉記・明月記・公卿補任等によれば、養和元年三月十八日に五十五歳で歿しているの、そこから逆算すれば、大治二年の生まれとなる。なお、公卿補任・尊卑分脈(師実流)等でも、頼定の息頼房について「母、但馬守藤親弘女」と注記している。

② 尊卑分脈の親信流では、親忠の官職歴として「若狭・摂津・安木・筑後守」などと注記しているが、ここにかかせる略年譜中の諸記録に照しあわせてみると、分脈記載中の「安木守」は「安房守」、「筑後守」は「筑前守」の誤記であるかもしれない。また、親忠の安房守時代は重任によって康治頃まで続いたようである。なお、中右記・二中歴等によれば、大治二年正月二十日の除目に「山城守藤親忠」と見えるが、この親忠は中右記でも「民部卿子」と注されているように、民部卿忠教の息で、甞波流に属し、後に頼輔と改名した人のことであり、俊成の岳父親忠とは別人である。

③ 尊卑分脈の親信流では、親弘の官職歴として「但馬・河内・相模守・右馬助・上野介」などと注記しているが、ここにかかせる略年譜中の諸記録に照しあわせてみると、分脈記載中の「右馬助」は「左馬助」、「上野介」は「上総介」の誤記であるかもしれない。なお、台記・宇槐記抄の天養二年正月五日に「伊通卿問云、但今夜可加階之人、一箇國被定、何事之有哉。肥前前司親弘、皇后近臣、今夜可預三階、自余本従上人也。予作色曰、彼卿求媚於皇后、故有此言、可定者皆可定、何定二國哉。伊通無敢言。事未了予退出。」とあり、同じく六日に「夜前余退出後、定肥前一國功過、親弘一階」などと見える。ここに皇后得子(美福門院)の近臣などであるので、親忠息の親弘とまぎらわしいが、この前肥前守親弘は、おそらく清和源氏の親弘であって、尊卑分脈に、

親治
下野親忠子
—女子(伊予内侍)
(源)親賢—頼治—親弘—

と見えるように、伊予内侍の父にあたる人であろう。天養二年(久安元年)当時の藤原親弘は左馬助在任中であって、肥前前司などと呼ばれるはずのものでない。なお、伊予内侍については、山槐記・応保元年十二月十七日に「前肥前守保説朝臣女云々、実者下総権守親弘女也」、同・安元元年八月十日にも「前肥前保説女、実故手島親弘入道子」などと注している。すなわち、伊予内侍の実父源親弘は安元元年にはすでに故人になっているが、藤原親弘は安元当時はまた存命中である。

④ 俊成の五条京極邸も、山槐記・治承四年二月十四日に「火起高辻北方万里小路西。失火云々。北至于綾小路、東指巽、出京極、

南至三五条北。(中略)右京夫人道俊成家、左少将美教朝臣宅焼亡云々」とあるように、類焼にあってゐる。なお、この日の火災のことを、玉葉では「五条坊門万里小路云々。内裏辺五町許云々。(中略)五条三位入道之許近之云々」と言い、清浄眼抄所引の後清録記では「綾小路南万里小路東、至三五条京極焼亡」と言つてゐる。それぞれの記事に多少のくいちがいがあつたが、そのいずれに從うとしても、その失火地点は五条京極からすれば、ほぼ北西の方角にあたるわけであり、明月記の同日の記事に「乾方云々、太近」と書きとどめてゐることに符合する。また、これによつて、当時の俊成宅が五条京極にあつたことも確認できる。

⑤ 中右記・康和五年正月十六日に「女御有懷妊事、從去年渡給左少弁顯降宅也。件宅者五条北高倉西角也」とある。

三

親忠の妻美福門院伯耆の出自についても、ほとんど知るところかない。ただ、明月記、寛喜三年九月十九日に「良忠阿闍梨と云者死去云々。予外舅之子也。昔外祖母家恒不レ論尊卑皆以亡歿」とある。ここに外祖母の家というのが、定家の外祖父親忠の一族をも含めて言うのでなくて、文字通り外祖母伯耆の血族のみを意味するものであるならば、伯耆の出自を探るための、何ほどかの参考にならうかと思うが、それにしても、その良忠阿闍梨の伝も明らかでないので、伯耆の出自については、依然として知るところかない。

この伯耆が親忠と結婚したのは、おそくとも、美福門院得子の誕生した永久五年(時に親忠二十三歳)以前であつたらう。そして、少くとも、この夫妻のうちどちらかは、かなり早くから、得子の生家たる長実邸に出入する機縁をもつてゐたのではないかと思われる。また、伯耆は得子の乳母に選ばれたころには、すでに親忠との間に自身の子女をも生んでゐたかと考えられる。

伯耆はいつころまで生存してゐたか不明であるが、山槐記によれば、仁安二年三月二十四日と同年四月二日とに、「故美福門院御乳母伯耆尼公」の邸宅である大炊御門朱雀の家と六条南油小路東の家とが、相ついで炎上したという記事が見える。そこに「故美福門院御乳母伯耆尼公」と誌されてゐるところの、その「故」の字が「伯耆尼公」にもかかるとすれ

ば、彼女はおそくとも仁安二年以前に卒去したことになる。しかし、その「故」の字は「美福門院」のみにかかるとすれば、伯耆は仁安二年当時、尼にはなっていたか、また在世していたことになる。

また、山槐記・治承三年十一月二十六日には、「今夜関白近衛北室町東亭、被_レ渡_二六条北堀川西亭故美福門院」とも見え、この日以後、伯耆の六条堀川邸が関白基通の宿所（いわゆる猪熊殿）となつてゐること注一が知られる。さらに、明月記・寛喜三年八月十九日には、「治承四年春、五条亭焼。夏比住_二外祖母法性寺宅_一。遷都之比自_レ是出仕」など見えてゐる。これによれば、定家の外祖母伯耆は、治承四年頃までも在世してゐたようにもおもわれる。かりに伯耆が親忠と同齡であつたとしても、当時八十六歳、親忠よりいくらか年少であつたとすれば八十歳前後であらうか、それは、すでに相当の高齡であるにしても、ありえないことではない。

とにかく、伯耆は親忠に先立たれて後も、前述の如く大炊御門朱雀宅・六条油小路宅・六条堀川宅・法性寺宅などと、かなり贅澤な邸宅に住んでいたらしくおもわれる。もつとも、これらの邸宅は親忠存命中から確保されていたのかもしれないし、また逆に親忠の歿後に転々と移住したものかもしれない。しかし、そのいずれであるにしても、再三の火災にもめげず、しかも関白家に譲れるほどの邸宅（六条堀川宅）や外孫一族を同居させるほどの邸宅（法性寺宅）を持っていたということは、やはり美福門院の乳父母としての親忠夫妻の経済的富裕のほどをしるはせるであらう。

なお、俊成の実姉でもあり養母でもある従三位忠子（葉室顯頼室）は、美福門院の皇后時代の女房宣旨であつたので、この忠子は、少くとも皇后宣旨であつた時代に、皇后乳母たる伯耆と何ほどかの交渉を持っていたであらう。そして、この宣旨忠子と乳母伯耆との交渉も、また俊成と親忠家との結びつきにとって、何ほどかの役割を果していたかもしれない。

また、長秋詠藻に、

又の年こもりるたりけるに新嘗会の日皇后宮の御方に侍りける親しき人につかはしける

めづらしき日影をみても思はずや霜枯れはつる草のゆかりを

とみえるか、ここの「又の年」というのは、前の歌からのつつきによって、崇徳帝が讓位された永治元年の翌年——康治元年のことであり、時の皇后宮はもちろん得子である。とすれば、その「皇后宮の御方に侍りける親しき人」というのは誰であろうか。当時の皇后宮大夫は源雅定、権大夫は藤原成通であるが、彼らは俊成から「御方に侍りける親しき人」「草のゆかり」などと、呼ばれるにはふさわしくない。むしろ、皇后得子側近の女性をこれに擬する方がふさわしかろう。ということになれば、皇后宣旨忠子か皇后乳母伯耆かが、その線に浮んでくる。忠子も伯耆も俊成を「草のゆかり」とするものではあるが、俊成は当時まだ伯耆の女婿とはなっていないであらう。そういう意味では、ここの「親しき人」は一まず忠子かとも思われるか、わが実姉でもあり養母でもある忠子に対して、わが身の沈淪を歎き訴える歌を送るといふのは、すこし迂遠すぎる。当時の俊成はまだ伯耆の女婿にはなっていないが、伯耆の女加賀の嫁ぎ先である常盤家の女婿ではあったらう。さらにいえば、当時の俊成は加賀と義兄妹の間柄であったらう。したがって、そういう線を通じて、俊成か皇后乳母の伯耆に対して、わが身の沈淪を歎き訴えたとしても不思議ではあるまい。

それはともかくとして、俊成が伯耆夫妻の女婿となった頃からは、その官途における昇進が俄かに好調となっていることに注目すべきであらう。すなわち、前掲の略年譜にも示した通り、久安元年従五位上、同年参河守、同五年丹後守、同六年正五位下、同七年従四位下、仁平二年左京権大夫、久寿二年従四位上というふうに急速な昇進を遂げている。それらの陰には美福門院の乳母家からの並々ならぬ執奏があったかと思われる。

(注)

① 玉葉・治承三年十一月二十七日にも、「関白去夜、被_レ渡_二六条堀川_一辺家云々。」と見える。

② 本朝世紀・康治二年正月二日に、「従三位藤原忠子（女御）、（中略）民部卿（女御）」と見える。なお、拙稿「葉室家と俊成」（関西大学「国文学」二十九号・昭和三十五年十月）参照。

四

親忠夫妻の間に生まれた子女としては、親弘と加賀（俊成室）とがある。

親弘は前掲の親忠一族の略年譜に示した通り、文章生（？）民部少丞（？）・左馬助・上総介・相模守・但馬守・河内守等を歴任し、正五位下に叙せられ、治承四年^{一〇一〇}十月八日に他界している。^{注①} かりに美福門院得子と同齡であったとすれば、享年は六十四歳前後であったはずである。同女院の乳母子というわけで、少からず、女院の恩恵に浴していたことであらう。その子息親長が修理亮に任ぜられたのも、前掲の略年譜に示して置いたように、皇后得子の御給によるものである。

なお、親弘の孫の代になると、忠弘^{注②}が定家の家司となっており、その忠実な奉仕ぶりは、明月記の随所に書きとどめられている。

俊成室となって定家らを生んだ加賀は、砂巖所引の五条殿御息男女という文書や御子左系図・諸家系図纂等に「少年時美福門院皇后宮御時加賀。老年賜^三八条院庁下文^二之時、号^三五条局^二」^{注③}と見えるのに従えば、はじめは皇后得子に仕えて加賀と呼ばれ、後には得子の生んだ八条院に仕えて五条と呼ばれたらしい。

周知のごとく、この加賀は俊成室となる以前に、常盤家の為忠の息為経に嫁して隆信を生んでいる。為経と加賀とが結婚した年月は明らかでないが、隆信の生まれた康治元年より前であることは確かである。しかし、それも康治元年からあまり遠くは溯れないであろう。^{注④}

為忠一族はもとと待賢門院側に、より深い関係をもっていた。もともと、為忠自身は美福門院側とも没交渉ではなかった。美福門院得子が生まれる以前のことではあるが、為忠は得子の生家たる長実家で催された保安二年の兩度の歌合などに出詠したりしている。しかし、為忠の妻は待賢門院の女房であり、為忠の長男為盛もはじめは待賢門院の藏人であったので、為忠一族は、どちらかといえば、待賢門院側に、より多くの親近感をもっていたであらう。鳥羽上皇の寵が待賢門院から美福門院に移りはじめては、その美福門院方に傾く侍臣や女房も少くはなかったか、為忠一族にしてみれば、そ

う簡単に待賢門院側の恩顧を忘れることはできなかったであろう。したがって、為経が得子皇后宮の少進に任ぜられたりしたのも、敢えて世の風に乗したからではなくて、むしろ為経がたまたま皇后得子の乳母子たる加賀をめぐっていたからであろう。^{注⑤}のみならず、この為経と加賀との婚姻を通じてか、常盤家の二三の人々は、親忠家の少からぬ庇護を受けるようになっていた。^{注⑥}

ところで、加賀が為経と離別して俊成（当時、顕広）に再嫁する以前に、俊成もまた為忠の女（為経の姉妹の一人）をめぐって、早くから常盤家に入居していたようである。俊成と為忠女との間に生まれた子女としては、尊卑分脈以下の諸系図に、覚禪・覚長・快雲・後白河院京極局の四人をかかっているが、これらのうち京極局については、明月記や建春門院中納言日記等にも明徴があつて、確かに俊成の女であり、その母は為忠女である。その他の人々については、果して俊成の子であるかどうか、またその母は果して為忠女であるかどうか、疑わしい。^{注⑦}ただし、右のうちの覚禪は、石田吉貞氏「藤原定家の研究」にも考証されているように、明月記などにも明徴のある覚弁の誤でないかとおもわれる。覚弁については、興福寺別当次第に「正治元年十一月二十七日卒、六十八歳」と見えるので、そこから逆算すると、長承元年（時に俊成十九歳）の誕生ということになる。ところで、この覚弁の母については、諸家系図纂や御子左系図に「従三位忠子」とあつて、石田氏もこの記載に不審をいだけておられるのであるが、ここではさらに砂巖所引の五条殿御息男女の記載に注目したい。すなわち、同書では覚弁の母を「従三位忠子家半物」と記載しているのである。従三位忠子なる人は、すでに第三節にも掲げておいたように、俊成の実姉であり、葉室家の顕頼に嫁して光頼・惟方らを生み、世に九条三品とよばれた女性である。この姉忠子が葉室家に嫁していた縁故で、俊成も顕頼の養子となったのであろう。とすれば、俊成（当時、葉室顕広）は、実姉でもあり養母でもあつた従三位忠子の家の、ある半物女房に、覚弁を生ませたということになるのである。

もしも、覚弁母が為忠女であつたならば——私も従前の稿ではそのように考えていたのであるが——俊成が為忠女を娶

ったのは、少くとも覺弁の生まれた長承元年より前ということになり、俊成が長承から保延にかけて早くも常盤家の歌合や百首会のメンバーに加わるようになっていゝることも、その姻戚関係を背景にして、まことに好都合に理解されたのである。しかしながら、砂巖所引文書に、覺弁母を忠子家の家女房と記載しているのは最も信用すべきことのようにである。その家女房がまた直ちに為忠女であったかどうかは速断できない。少くとも、その家女房は京極局らの母であった為忠女とは別人と考えておいた方がよさそうである。

とすれば、明月記や砂巖所引文書等によって、あきらかに為忠女腹と知られる京極局はいつころ生まれたか。そのことははっきりしないと、俊成が為忠女を娶った年次も明確にはしれない。京極局については、砂巖所引文書に「後白河院京極、母為忠朝臣女。応保長寛之比、為成親卿妻生子四人、其時猶院宮仕、離別之後猶候院。仁安以後治承以前、只一人被召仕、御幸毎度参御車」とあり、明月記・嘉禄二年十二月十八日には「後白河院京極局、母為忠朝臣女。自仁安至千治承、唯一人祇候、乘御車後、近習奏者無余人。中暇出家之後、以三条局(通親卿姉)為替」と見える。そして、彼女が出家したのは、明月記によれば、治承五年閏二月六日である。かりに彼女が夫成親(治承元年没、四十歳)と同齡であったとすれば、保延四年の誕生で、応保元年には二十四歳、長寛元年には二十六歳、出家した治承五年には四十四歳ということになる。この年函は、京極局の閱歴に照合してみても、不自然ではないが、なおそれと二・三年くらい前後したとしても、また不都合は生じないようである。ところで、砂巖所引文書では、俊成の女子をほほ年順に列挙しているようだが、その最初には八条院坊門局(母、顕良女)をあげ、第二番目に京極局(母、為忠女)、第三番目に前斎院女別当(母、忠子家女房)をかかっている。前斎院女別当については、明月記・元久元年十二月二日に、その年齢を「六十三歳」と誌しているの、その生年は康治元年頃ということになる。したかつて、京極局が生まれたのも、その康治元年以後には下るまい。かくて、俊成が為忠女を娶ったのは、早ければ保延四年(時に俊成二十五歳)以前、おそくても康治元年(時に俊成二十九歳)以前ということになる。か、果して保延元年頃まで溯れるかどうか、疑問であ

る。したがって、俊成が常盤家の長承三年の五番歌合や長承から保延二年までの間にかけての両度百首会に出席していたころ、すでに為忠の女婿となっていたかどうかは確認しがたい。

もつとも、頭頼の妹栄子は崇徳院（母は待賢門院）の乳母、為忠の妻は待賢門院の女房であったということなどもあって、葉室家と為忠家との間には、かなり早くから疎からぬ交際があったとも考えられる。^{注⑨}したがって、葉室家の養子たる俊成が、為忠女と結ばれる以前から、常盤家に入居していたとしても、何ら不思議なことではない。ともあれ、俊成が長承保延の頃、為忠家の歌会に再三出席している事実は動かしがたい。とすれば、俊成はその頃から為忠の息為経とも相知っていたであろうし、為忠女を娶ってからはますます親密な交際をつづけていたであろう。また、為経が親忠女加賀と結婚してからは、その加賀の消息を耳にする機会などもあったにちがいない。前述の如く、為経が加賀を娶った推定年次の下限は康治元年^{四二}であり、俊成が為忠女を娶った推定年次の下限も、またその康治元年か、それより少し前である。

ところで、このあたりでまた少し注意すべきことがある。それは為経妻の宮仕女房名としての加賀が、俊成の青年時代の国司名と一致するということである。俊成が加賀守であったのは、長承元年閏四月から保延三年十二月までである。砂厳所引文書によれば、親忠女（為経妻）は「少年」の頃、美福門院の皇后時代に宮仕えして加賀と呼ばれていた。美福門院得子が皇后であったのは、厳密には永治元年十二月から久安五年八月までであるが、皇后となる以前、すでに保延元年には叡子内親王を生み、翌二年には従三位に叙せられ、同五年には女御となっている。したがって、もしも親忠女が母伯耆（得子の乳母）の縁で、すでに保延六年頃から得子の侍女となっていたとすれば、その女房としての呼び名の加賀は、たまたま当時の加賀守俊成の国司名と一致するわけである。万一にも、当時までに親忠女と俊成との間に、相知る男の官名をもって女の宮仕え呼び名とするような関係が成立していたとするならば、俊成・加賀・為経三者の間柄は、いかにも複雑なものとなる。すなわち、加賀ははじめ俊成と相思の仲でありながら、為経に嫁いで隆信を生んだが、為経の出家後さらに俊成室となったというようなことも考えられないではない。

けれども、親忠女の少女時代の宮仕え名加賀と青年時代の俊成の国司名とは偶然に一致したのみであるかもしれないので、そのことにはこだわらまい。しかし、俊成と加賀との贈答歌などをみると、両者の相思の関係は、すくなくとも加賀かまた為経妻であったころからはしまっているかとおもわれる節がある。

長秋詠藻に、

つれなくのみ見えける女につかはしける

よしさらば後の世とたに頼めおけつらさに堪へぬ身ともこそなれ

かへし

たのめおかむたさはかりを契にてうき世のなかの夢になしてよ

という、熱烈な恋歌が見えるか、これは新古今集では明らかに俊成と定家母（すなわち加賀）との贈答歌とされている。石田吉貞氏は新古今和歌集註解において「恐らくこの歌は、また為経の妻であった時、俊成二十八、九歳頃のものであらうと思ふ」というふうには、大胆な推測を下しておられる。これらの歌を果して俊成二十八、九歳（永治元年・康治元年）頃のものとして限定できるかどうかはわからないが、また全然よりどころのない推測とは言い切れない。加賀が俊成に対して今までのことは「夢となしてよ」というからには、それまでの二人の相思の仲は、誤ってそういうことになったのかもしれないが、とにかくかなりの程度にまで進んでいたと考えざるをえない。にもかかわらず、その二人をそれ以上には相寄らしめない、何か大きな障壁があったわけであろう。この二人は後には遂に相結ばれた仲であるだけに、当時どうしても越えがたい障壁、——しかも俊成としても、やむなく「よしさらば」と一応あきらめざるをえないような障壁があったとすれば、それはやはり人妻ゆえにということであったろう。それ以外に、それほどまでに嚴重な障壁があったとは考えにくい。それも、為経が康治二年五月に出家してしまつて後に、両者の恋がはじまつたのであるならば、それほどに嚴重な障壁にはならなかつたであらう。

長秋詠藻の恋部には、この歌以外にも加賀を対象としたとおもわれる歌が多く含まれているようである。それらの配列の順序は流布本と異本とではちがっているが、その両系統の本において、ともに、

秋の頃嵯峨の山の方に遊びけるに行き暮してほの見ける女の許にしはしは文つかはしけれど返事もせざりければつかはしける
うかりける秋の山路を踏みそめて後の世までもまどふべきかな

という歌を、「よしさらば」の歌の直前に据えている。とすれば、これも一まず加賀を対象とした歌と考えてみることも許されるであろう。もちろん、このとき俊成が一泊したであろう宿が為忠の常盤邸であったという確証はない。しかし、常盤の里は京から嵯峨への入口に当たっている。当時の俊成が嵯峨の山に遊んで行き暮れたばあい、そのあたりで宿るべきゆかりの家といえは、とうぜん長承以来その歌会に出席したことのある為忠の常盤邸、それも当時すでに彼の岳父となっていたかもしれない為忠の常盤邸があったわけであり、それがあつてもかかわらず、それ以外の宿を考えることは、むしろ不自然であろう。とすれば、また、そのときに「ほの見ける女」が、はからずも為経妻であつたということも、ありえないことではあるまい。

その他、長秋詠藻には、「あひがたくして逢ひたりける女」、「忍ぶことある女」、「忍びけることありてあひがたかりける女」、「忍びてもものいふ女」などという女性との贈答歌が、すくなからず見られるが、それらのすべてが加賀を対象とした歌ばかりとは言ひ切れぬかもしれない。しかし、それらは一様にわりなくも人目をしので苦惱する実感にみだされてゐる。多少のさしさわりがあつて、忍びあうという程度の恋が誇張されたものとはおもえない。それらは、たとえば、人妻となつてゐるような女性を恋する歌とでも見なければ理解しがたいほどの、歎きと苦しきとの実感を含んでゐる。とすれば、またそのわりなき恋の対象を、すでに為経の妻となつてゐる加賀とみることも許されるのではあるまいか。もしも、そういう臆測が許されるならば、俊成という介在者があらわれたために、為経と加賀との間は、とうぜん円満ではありえなかつたかもしれない。あるいは、為経と加賀との間に、何ほどの隙があつたから、俊成の介入する余地が

生まれたのかもしれない。そのいずれにせよ、あたかも為経と加賀との疎隔をおもわせるような歌さえも、たまたま長秋詠藻には見えるのである。すなわち、

男いかにそなりにける女につかはしける

なくさめてしばし待ちみよさきの世に結びおきける契もそある

という歌なども見えるのである。その「男いかにそなりにける女」を、為経から疎遠にされはじめた加賀に擬しうるならば、その加賀に対して、俊成が同情とも恋情ともつかぬ複雑な気持をいたさなからも、一まず「しばし待ちみよ」というふうに慰めてかかったとしても、当然のことであろう。また、この「男いかにそなりにける」ということを、ただ男が女に対して疎々しくなったというにとどまらないで、さらにその男の出家などということに結びつけて考えることも許されるならば、それはいよいよ為経のことらしくおもわれる。為経は前述の如く長秋二年五月十日、出家して叡山に登ってしまっているからである。

以上のごとくにして、長秋詠藻所見の恋歌を内面的に吟味してみると、俊成と加賀との相思の仲は、加賀が為経の妻であった頃からすではじまっていたかとおもわれるふしがある。もちろん、これは作品に対する恣意的解釈を前提として積みあげた主観的な推測にすぎないものであって、客観的な裏付けをもつとはいえない。客観的な事実のみにもとづいていうならば、俊成と加賀との間に一女（八条院三条）が生まれたのは久安四年（時に俊成三十五歳）であるし、今すこし溯っていえば、俊成が久安元年十一月に美福門院御給で従五位上に叙せられているのも、主として親忠家の後援によるものであるから、加賀が正式に俊成のもとに再嫁したのは、久安元年以前、おそくとも久安四年以前であり、しかもそれはおそらく為経が出家した長秋二年（時に俊成三十歳）以後であろうということである。にもかかわらず、敢えて以上のごとき臆説を試みたゆえんは、そのことがいかにも人間としての、引いては歌人としての俊成を形成する上に、見のがしがたい契機となっているかとおもわれるからである。

一步退いて、俊成の加賀に対する恋は、為経が叡山に登ってしまった康治二年以後にはじまったとしても、かつては為経の姉妹の一人を妻とし、今また為経の妻だった人を妻とするのだから、それは決して抵抗のない平凡な恋とは言いがたいであろう。俊成は、

恋ひせずは人は心もなからましものあはれもこれよりぞ知る（長秋詠藻）

と歌っているが、彼をして非論理的な「ものあはれ」を心の底から痛感させたものは、世間並みの義理の枠のなかでは処理し切れないような、たとえば以上に臆説したように是非を超越した恋の体験があったからではないかと思われる。また、そういう恋の体験の深刻さにおいて、事理などというものの無力さを痛感させられた彼は、人間的に「ものあはれ」を把握すると共に、それを契機として詠歌の上でも従来の事理的詠風に反逆し、彼が後年に宣言するところの、「おほかた歌は必ずしもをかきよしをいひ、事のことわりをいひきらむとせざれども（中略）何となく艶にも幽玄にもきこゆる」（慈鎮和尚自歌合跋）ことを庶幾する非論理的な余情主義の方向へ、早くも傾くようになっていたのではないかとおもわれる。もちろん、彼がそういう方向に踏切った純文学的背景には、彼の卓越した和歌史観と詠歌体験との支柱があった。しかし、俊成的抒情の世界が樹立されたと見られる久安百首が、たまたま加賀との恋の体験の数年後の詠作であることは、見のがしがたい符合である。

加賀は俊成妻となつてからも、久安四年に八条院三条を生み、さらに長寛二年に承明門院中納言を生むまで、あまたの子女を生みつづけて、異本長秋詠藻によれば、建久四年一一二二月十二日に卒去している。かりに、美福門院と同年生まれとすれば、為経の子隆信を生んだ時すでに二十六歳、俊成の末女承明門院中納言を生んだとき四十八歳ということになるが、それでは特に末女を生む年齢が少し高すぎるようである。もし、隆信を生んだとき二十歳頃であったとすれば、承明門院中納言を生んだとき四十二歳頃となり、卒去のときには七十歳前後ということになる。建久四年当時の俊成は八十歳であった。異本長秋詠藻には、俊成がこの亡妻のために詠んだ

くやしくそ久しく人になれにける別れも深くかなしかりけり

以下、惻々たる哀悼の歌が数多見られる。それらの哀傷歌のうち、

かけ去りしむ、そちの霜にながらへてさらぬわかれの遠さかりぬる

なな、そちにあまりさへふる霜なればわかれはなほそ遠さかりゆく

などという歌が見える。その「ななそちにあまりさへふる霜」が当時八十歳になった俊成自身の年齢を意味し、「かけ去りしむそちの霜」が亡妻の年齢を意味するものであるならば、逝去のときの彼女は、また七十歳には達せず、六十歳代であったことになろう。また、「ななそちにあまりさへふる霜」が亡妻の年齢を意味するものであるなら、「むそちの霜」は俊成と加賀とが知りあって以来の年数を意味することになるかもしれない。もし、後者ならば、俊成は二十歳前後（加賀守時代）から早くも加賀を見そめていたことになるが、このところの解釈はまず前者に従って置く方が無難であろう。

要するに、俊成の岳父親忠の一族は、俊成の若き日に文学的環境などを提供するという面では、同じく岳父為忠の一族ほどの役割を持たなかった。しかし、俊成の官途や経済生活の面において、むしろ養父の葉室家にまさるとも劣らぬほどの、大きな支柱となっていたと考えられる。しかし、若き日の俊成が親忠家から受けとめた、何ものにもかえかたい大きな恩恵は、やはり加賀という女性を、しかもわりなき恋を通して獲得したということ自体にあるであろう。それは、俊成をして、徹底的に人間的な「もののあはれ」を体験せしめ、引いては限りない歌こころの本質を把握させる機縁となっているからである。

(注)

① 明月記による。山槐記では同七日卒としている。

② 定家の家司忠弘は、尊卑分脈・親信流によれば、親行の息（すなわち親忠の孫）とあり、八条院判官代をつとめていたらしい。明月記には、忠弘の父の名は明記していないが、建仁三年二月十一日に「入夜忠弘父死去由告之」と見えている。おそらく親行の死去のことであろう。忠弘自身の名は明月記では嘉禄二年頃まで見える。

③ 石田吉貞氏は「諸家系図纂・御子左系図の俊成の子女に関する記述は全く信用することができません」（「藤原定家の研究」）といわれている。しかし、若十の誤謬はあるが、全面的に否定するべきものでもない。砂敵第五冊所収文書のうちにも「五条殿御息男女」という一条があり、そこにも諸家系図纂・御子左系図のそれとほぼ同様の記載がある。なお、橋本・井上・福田三氏翻刻の「砂敵目録」（和歌文学研究第一号・昭和三十六年五月）参照。

④ 尊卑分脈によれば、為経は隆信の他に二人の子女を設けている。その一人は少将通能室、いま一人は大貳実清室である。これら二人の姉妹が隆信と同腹かどうかはわからないが、かりに隆信と同じく加賀を母としていたとし、しかも隆信より年長であったとするならば、為経と加賀とが結ばれた時は、康治元年より五・六年くらい前、すなわち保延二・三年頃までは溯らねばならないかもしれない。なお、為経の一女が嫁いだ少将通能は、源師頼の孫通能（玉葉・顕広王記によれば承安四年十二月二十八日卒）であるらしく、尊卑分脈でもその源通能の息隆宗の傍注に「母、長門守為経女」と記載している。また、為経の今一人の女が嫁いだ大貳実清は、藤原長輔の息、すなわち美福門院の甥の実清（公卿補任によれば文治元年正月八日卒、四十七歳）であるらしい。

⑤ この間の消息については、井上宗雄氏「常磐三寂年譜考、村・藤原隆信略年譜」（国文学研究第二十一集・昭和三十五年二月）参照。なお、為経が皇后宮少進に任ぜられた年月日はあきらかでないが、彼は保延四年正月二十二日に長門守に任ぜられている（中右記）。その長門守の任期は重任などのことがなければ康治元年正月には満了したはずであり、じじつ同年正月二十三日には源師行が新たに長門守に任ぜられている（本朝世紀）。ところで、女御得子が皇后になったのは、その前年の永治元年十二月である。したがって、為経が皇后宮少進に任ぜられたのは、早ければ永治元年十二月の得子立後の時、おそくともその翌年の康治元年正月までの間であろう。そして、それ以前に為経は親忠の女婿となっていたはずである。

⑥ たとえば、為経の息隆信は、その父が出家し、その母が他家に嫁くというような薄倅の子であったからでもあろうが、外祖父親忠の後見に負う所が大きい。すなわち、隆信が美福門院蔵人に補せられたのも、親忠の庇護があったからであらうが、隆信が若狭守に任ぜられたのも親忠から譲られたものである。また、為経の弟頼業が近衛天皇（母は得子）の東宮時代の蔵人であった（関戸本唯心房集改）のも、あるいは親忠家の後見があったからかもしれない。さらに、為経の兄兼綱（初名為盛）も、後年甚しく零落して親忠の家臣となっているらしい（台記・久安三年八月十七日）。

⑦ 覚長という僧は、台記・本朝世紀・玉葉・吉記等にも少からず見えるが、それらが俊成息であるかどうか確認しがたい。法隆寺別当次第に見える興福寺東院の覚長法橋は、三会定一記によれば、修理権太夫宗兼の子とあって、明らかに俊成の息ではない。尊卑分脈・御子左系図等に俊成息としてかかっている興福寺の権大僧都覚長というのは、覚禪のばあいと同様に、覚弁のことを誤り伝えたのではあるま

いか。次に、御子左系図・諸家系図纂に俊成息としている快雲は、砂巖所引文書にも見え、その母も確かに為忠女であるらしい。しかし、その生歿年などは不明である。

⑧ 俊成の子女のうち、忠子家の女房を母とするものとしては、この寛弁の他にも前斎院女別当がある。砂巖所引文書でも、この女別当に「母、又忠子家女房」と注している。

⑨ 本朝世紀・久安四年正月十三日によれば、葉室頭頼が死んで、その遺骸を嵯峨野に葬るに当って、故為忠入道の常盤の堂を葬礼の場としている。そういうところから考えると、常盤家の人々はむしろ葉室家の家司的な関係にあったのかもしれない。また、為忠女の一人は頭頼の従兄弟光房に嫁して、定長・隆範らを生んでいる。